

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲）</p> <p>31・32共―1 ……、温泉を利用する権利、配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。）、借家権、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>（転用未許可農地）</p> <p>31・32共―1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第7号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る権利を譲渡した場合には、……。</p> <p>（特別控除額の異なる資産の譲渡がある場合の譲渡所得の構成）</p> <p>31・32共―3 ……、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除（措置法34の2）、特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の1,000万円控除（措置法35の2）、<u>農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除（措置法34の3）若しくは低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除（措置法35の3）</u>の対象となる所得又はその他の所得の2以上がある場合において、……、1,000万円控除、<u>800万円控除若しくは100万円控除</u>の対象となる資産の譲渡益又はその他の資産の譲渡益から順次成るものとする。</p> <p>……。</p>	<p>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</p> <p>（分離課税とされる譲渡所得の基因となる資産の範囲）</p> <p>31・32共―1 ……、温泉を利用する権利、借家権、……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>（転用未許可農地）</p> <p>31・32共―1の2 農地法第3条第1項《農地又は採草放牧地の権利移動の制限》若しくは第5条第1項《農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限》の規定による許可を受けなければならない農地若しくは採草放牧地又は同項第6号の規定による届出をしなければならない農地若しくは採草放牧地を取得するための契約を締結した者が当該契約に係る権利を譲渡した場合には、……。</p> <p>（特別控除額の異なる資産の譲渡がある場合の譲渡所得の構成）</p> <p>31・32共―3 ……、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除（措置法34の2）、<u>特定の土地等</u>の長期譲渡所得の1,000万円控除（措置法35の2）<u>若しくは農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除（措置法34の3）</u>の対象となる所得又はその他の所得の2以上がある場合において、……、1,000万円控除若しくは800万円控除の対象となる資産の譲渡益又はその他の資産の譲渡益から順次成るものとする。</p> <p>……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><計算例> </p> <p>(配偶者居住権等が消滅した場合における建物又は土地等の所有期間の判定) 31・32共―7 配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利(以下この項及び次項において「配偶者居住権等」という。)が消滅した後に、当該配偶者居住権の目的となっていた建物又は当該土地等を譲渡した場合において、措置法第31条第2項に規定する所有期間を判定するときにおける同項に規定する「その取得をした日」は、配偶者居住権等の消滅の時期にかかわらず、当該建物又は当該土地等の取得をした日によることに留意する。</p> <p>(配偶者居住権を有する居住者が建物又は土地等を取得した場合の所有期間の判定) 31・32共―8 配偶者居住権を有する居住者が、当該配偶者居住権の目的となっている建物又は当該建物の敷地の用に供される土地等を取得し当該建物又は当該土地等を譲渡した場合において、措置法第31条第2項に規定する所有期間を判定するときにおける同項に規定する「その取得をした日」は、配偶者居住権等の取得の時期にかかわらず、当該建物又は当該土地等の取得をした日によることに留意する。</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(建築物の「建築面積」の意義) 31の2―7 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の「建築面積」は、. (注)</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2―8 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、.</p>	<p><計算例> </p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(建築物の「建築面積」の意義) 31の2―7 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の「建築面積」は、. (注)</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2―8 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業の施行される土地の区域(以下「施行地区」という。)の面積とは、.</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注)。</p> <p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2-9 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、.。</p> <p>(注) 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、.。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2-10 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第11号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、.。</p> <p>(3)。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>	<p>(注)。</p> <p>(建築事業を行う者が死亡した場合)</p> <p>31の2-9 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事の完了前に死亡した場合であっても、.。</p> <p>(注) 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者が当該建築物の建築工事完了前に当該建築物の建築事業の施行地を譲渡した場合には、.。</p> <p>(建築物を2以上の者が建築する場合)</p> <p>31の2-10 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築をする事業を行う者又は同項第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人若しくは法人が2以上ある場合における同条第1項の規定の適用についての留意事項並びに同条第2項第10号及び第16号に規定する要件の判定は、次による。</p> <p>(1)。</p> <p>(2) 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築面積要件及び施行地区の面積要件の判定は、.。</p> <p>(3)。</p> <p>(措置法第31条の2第2項第12号の「宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-11 措置法第31条の2第2項第12号に規定する「宅地の造成」は住宅建設の用に供するものに限らないから、都市計画法第29条第1項に規定する開発許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2-16まで同じ。)又は土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項の認可を受けて行われる宅地の造成が、例えば、工業団地の造成であっても、また、工業団地と住宅地の造成であっても差し支えない。</p> <p>(「公共施設」の意義)</p> <p>31の2-12 措置法規則第13条の3第8項第2号に規定する「都市計画法第4条第14項に規定する公共施設」とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消</p>

改正後	改正前
<p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2-13 措置法第31条の2第2項第13号に規定する宅地の造成を都市計画法第29条第1項の許可(同法第4条第2項に規定する都市計画区域内において行われる同条第12項に規定する開発行為に係るものに限る。以下31の2-16までにおいて「開発許可」という。)を受けて行う個人又は法人は、当該個人又は法人につき同法第44条又は第45条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この項において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があった場合には、・・・・・・・・。</p> <p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2-14 措置法第31条の2第2項第11号に規定する建築物の建築、同項第13号若しくは第14号に規定する宅地の造成又は同項第15号若しくは第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-15 措置法第31条の2第2項第13号又は第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、公共施設及び公益的施設(教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。次項において同じ。)の敷地の用に供される部分の土地を除き、・・・・・・・・。したがって、開発許可を受けて行われる宅地の造成が、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 開発許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・・・・・・・。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2-16 措置法第31条の2第2項第13号イ又は第14号イに規定する「一団の宅地の面</p>	<p><u>防の用に供する貯水施設に限定されるから、教育施設、医療施設その他の公益的施設及び放流先の排水能力等を勘案して設けられる一時雨水を貯留する遊水池などの施設は公共施設に該当しない。</u></p> <p>(宅地造成につき開発許可を受けた者が有する当該宅地造成区域内の土地等の譲渡についての特例の不適用)</p> <p>31の2-13 措置法第31条の2第2項第12号に規定する宅地の造成を行う個人又は法人は、当該個人又は法人につき都市計画法第44条又は第45条に規定する開発許可に基づく地位の承継(以下この項において「開発許可に基づく地位の承継」という。)があった場合には、・・・・・・・・。 <u>なお、措置法第31条の2第2項第13号に掲げる土地等の譲渡についても同様である。</u></p> <p>(宅地の造成等を行う個人又は法人)</p> <p>31の2-14 措置法第31条の2第2項第10号に規定する建築物の建築、同項第12号、第13号若しくは第14号に規定する宅地の造成又は同項第15号若しくは第16号に規定する住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人には、・・・・・・・・。 ・・・・・・・・。</p> <p>(「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」の意義)</p> <p>31の2-15 措置法第31条の2第2項第13号又は第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成」とは、公共施設及び公益的施設(教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。31の2-16において同じ。)の敷地の用に供される部分の土地を除き、・・・・・・・・。したがって、<u>都市計画法第29条第1項に規定する</u>開発許可を受けて行われる宅地の造成が、・・・・・・・・。</p> <p>(注) <u>都市計画法第29条第1項に規定する</u>開発許可を受けて住宅地の造成と工業団地の造成とが行われた場合においては、・・・・・・・・。</p> <p>(「一団の宅地の面積」の判定)</p> <p>31の2-16 措置法第31条の2第2項第12号イ、第13号イ又は第14号イに規定する「一団</p>

改 正 後	改 正 前
<p>積」の判定は、開発許可を要するものについては開発許可の申請時、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・・・・。</p> <p>（「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義）</p> <p>31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第14号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる住宅建設の用に供される一団の宅地の造成事業について、・・・・・・・・。</p> <p>（国土交通大臣の証明の日前に土地等を譲渡した場合）</p> <p>31の2-18 ・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第14号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・・・。</p> <p>（住宅の床面積等）</p> <p>31の2-22 ・・・・・・・・。</p> <p>(1) 措置法令第20条の2第22項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、次の点に留意する。</p> <p>イ ・・・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・・・。</p> <p>ハ ・・・・・・・・。</p> <p>(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2第20項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・・・・・。</p> <p>（併用住宅の場合）</p> <p>31の2-23 ・・・・・・・・、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第22項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・・・。</p>	<p>の宅地の面積」の判定は、<u>都市計画法第29条第1項に規定する</u>開発許可を要するものについては開発許可の申請時、・・・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・・・。</p> <p>(2) ・・・・・・・・。</p> <p>(3) ・・・・・・・・。</p> <p>(4) ・・・・・・・・。</p> <p>（「土地区画整理法に規定する組合員である個人又は法人」の意義）</p> <p>31の2-17 措置法規則第13条の3第1項第12号又は第14号に規定する「土地区画整理法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人」には、土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる<u>一団の宅地の造成事業又は住宅建設の用に供される</u>一団の宅地の造成事業について、・・・・・・・・。</p> <p>（国土交通大臣の証明の日前に土地等を譲渡した場合）</p> <p>31の2-18 ・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第12号又は第14号に規定する買取者の要件を満たさないこととなるので、・・・・・・・・。</p> <p>（住宅の床面積等）</p> <p>31の2-22 ・・・・・・・・。</p> <p>(1) 措置法令第20条の2第23項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、次の点に留意する。</p> <p>イ ・・・・・・・・。</p> <p>ロ ・・・・・・・・。</p> <p>ハ ・・・・・・・・。</p> <p>(2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2第21項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、・・・・・・・・。</p> <p>（併用住宅の場合）</p> <p>31の2-23 ・・・・・・・・、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第23項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(床面積の意義) 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2 <u>第20項</u>、<u>第22項</u>及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2-25 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) 同項<u>第11号</u>に規定する建築物の建築をする事業を行う者 ・・・・・・・・ (3) 同項第13号又は第14号に規定する個人又は法人 ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2-26 措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・・・。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項（同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2-28 措置法令第20条の2 <u>第23項</u>から<u>第25項</u>までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、措置法第31条の2第2項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人</p>	<p>(床面積の意義) 31の2-24 措置法第31条の2第2項、措置法令第20条の2 <u>第21項</u>、<u>同条第23項</u>及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、・・・・・・・・。</p> <p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡) 31の2-25 ・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) 同項<u>第10号</u>に規定する建築物の建築をする事業を行う者 ・・・・・・・・ (3) 同項<u>第12号</u>、<u>第13号</u>又は第14号に規定する個人又は法人 ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2-26 措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・・・。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合) 31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項（同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・・・・・。 (1) ・・・・・・・・ (2) ・・・・・・・・</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定) 31の2-28 措置法令第20条の2 <u>第24項</u>から<u>第26項</u>までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、措置法第31条の2第2項<u>第12号</u>に規定する「一団の宅地の造成を行う個人又は法人」、<u>同項第13号</u>若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは</p>

改 正 後	改 正 前
<p>又は法人」が措置法規則第13条の3第11項の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第23項第4号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2第24項又は第25項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・・・・・、その全部が措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、・・・・・・・・。</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>31の2-29 ・・・・・・・・、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第13号から第16号までに掲げる書類(当該書類で既に交付しているものを除く。)を交付しなければならないこととされているが、・・・・・・・・。</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用)</p> <p>31の2-30 ・・・・・・・・、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は第9項各号に掲げる区分に応じ、・・・・・・・・。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第23項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第15項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間(以下この項において「予定期間」という。)の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、・・・・・・・・。</p>	<p>第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3第12項の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。・・・・・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第24項第4号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2第25項又は第26項に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・・・・・、その全部が措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなるから、・・・・・・・・。</p> <p>(確定優良住宅地等予定地のための譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合の証明書類)</p> <p>31の2-29 ・・・・・・・・、当該譲渡が同項に規定する期間内に同条第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、・・・・・・・・、措置法規則第13条の3第1項第12号から第16号までに掲げる書類(当該書類で既に交付しているものを除く。)を交付しなければならないこととされているが、・・・・・・・・。</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用)</p> <p>31の2-30 ・・・・・・・・、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は第10項各号に掲げる区分に応じ、・・・・・・・・。</p> <p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第24項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第27項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第16項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間(以下この項において「予定期間」という。)の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第27項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)</p> <p>31の3-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>当該生計を一にする親族が居住の用に供していることを明らかにする書類</u></p> <p>(3)</p>	<p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(生計を一にする親族の居住の用に供している家屋)</p> <p>31の3-6</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>当該家屋又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた当該生計を一にする親族の住民票の写し(当該家屋又は当該土地を譲渡した日から2か月を経過した日後に交付を受けたものに限る。)</u></p> <p>(3)</p>
<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>33-22、採石権等が消滅した場合や建物の収用等に伴い、当該建物について設定されていた配偶者居住権が消滅した場合において、補償金の交付を受けるとき等というのであるから留意する。</p> <p>(逆収用の請求ができる場合に買い取られた資産等の対価)</p> <p>33-27、当該資産又は当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権(当該配</p>	<p>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>(収用等に伴う課税の特例を受ける権利の範囲)</p> <p>33-22、採石権等が消滅し、補償金の交付を受けるとき等をいうのであるから留意する。</p> <p>(逆収用の請求ができる場合に買い取られた資産の対価)</p> <p>33-27、当該資産の対価で政令で定めるものを取得するときとは、.、</p>

改正後	改正前
<p><u>偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この項から33-28の2まで及び33-31の2において同じ。</u>の対価で政令で定めるものを取得するときとは、・・・・・・、<u>現実に収用の請求又は収用の裁決の手続を経ないで当該資産が買い取られ、又は当該土地の上にある建物が買い取られ当該建物に係る配偶者居住権が消滅し、その対価を取得するときをいうのであるから留意する。</u></p> <p>(1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (注) ・・・・・・。</p>	<p>現実に収用の請求又は収用の裁決の手続を経ないで買い取られ、その対価を取得するときをいうのであるから留意する。</p> <p>(1) ・・・・・・ (2) ・・・・・・ (注) ・・・・・・。</p>
<p>(取壊し又は除去をしなければならない資産等の損失に対する補償金) 33-28 ・・・・・・、<u>当該資産又は当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するときとは、・・・・・・、当該資産又は当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第20項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</u></p>	<p>(取壊し又は除去をしなければならない資産の損失に対する補償金) 33-28 ・・・・・・、<u>当該資産の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するときとは、・・・・・・、当該資産自体について生ずる損失に対する補償金で措置法令第22条第20項第2号に掲げるものの交付を受けるときに限られることに留意する。</u></p>
<p>(取壊し等による損失補償金の取扱い) 33-28の2 ・・・・・・、<u>当該土地の上にある資産につき、・・・・・・、当該資産若しくは当該土地の上にある建物に係る配偶者居住権の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第20項に規定するものに限る。)</u>を取得するときには、<u>措置法第33条第3項第2号の規定に準じ、・・・・・・。</u></p>	<p>(取壊し等による損失補償金の取扱い) 33-28の2 ・・・・・・、<u>当該土地等の上にある資産につき、・・・・・・、当該資産の対価又は損失に対する補償金(措置法令第22条第20項に規定するものに限る。)</u>を取得するときには、<u>同法第33条第3項第2号の規定に準じ、・・・・・・。</u></p>
<p>(借家権の範囲) 33-31 <u>措置法第33条第1項第3号の2及び第3号の3に規定する借家権には、配偶者居住権が含まれることに留意する。</u> <u>なお、配偶者居住権に係る補償金がこれらの号に該当する場合における当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利に係る補償金については、同条第3項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。</u></p>	<p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金) 33-31 <u>第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行地区内の建築物に借家権を有する個人が都市再開発法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による権利変換により借家権を取得しなかった場合に都市再開発法第91条第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第226条第1項の規定により支払を受ける補償金で次に掲げるものは、措置法第33条第3項第2号の補償金に該当するものとして取り扱う。この場合には、第一種市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行者のその旨を証する書類を当該年分の確定申告書に添付しなければな</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(除却される資産等の損失に対する補償金)</p> <p>33-31の2 措置法第33条第3項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権の損失に対して、同法第78条第1項の規定による補償金を取得するとき」における当該補償金とは、・・・・、当該除却される資産又は配偶者居住権自体について生ずる損失に対する補償金に限られることに留意する。</p> <p><u>(配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値の減少による損失補償金の取扱い)</u></p> <p>33-31の3 配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等が措置法第33条の2第1項第1号の規定に該当することとなったことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合において、当該権利の対価</p>	<p>らないものとする。</p> <p>(1) <u>都市再開発法第79条第3項《床面積が過少となる施設建築物の一部の処理》又は同法第111条の規定により読み替えられた同法第79条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p>(2) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項《床面積が過少となる防災施設建築物の一部の処理》又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</u></p> <p>(3) <u>都市再開発法第71条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第11項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、第一種市街地再開発事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得又は市街地再開発審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u></p> <p>(4) <u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の規定による申出の理由が措置法令第22条第14項各号に掲げる場合に準ずるものであることにつき、防災街区整備事業の施行者が審査委員の過半数の同意を得又は防災街区整備審査会の議決を経てこれに該当するものと認めた場合に受ける補償金</u></p> <p>(除却される資産の損失に対する補償金)</p> <p>33-31の2 措置法第33条第3項第3号に規定する「資産が土地区画整理法第77条の規定により除却される場合において、当該資産の損失に対して、同法第78条第1項の規定による補償金を取得するとき」における当該補償金とは、・・・・、当該除却される資産自体について生ずる損失に対する補償金に限られることに留意する。</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>又は損失に対する補償金（措置法令第22条第22項に規定するものに限る。）を取得するときは、措置法第33条第3項第4号の規定に準じ、同項の規定の適用があるものとして取り扱うことができるものとする。</u></p> <p>（借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合） 33-31の4</p> <p>（配偶者居住権等を有していた者の居住の用に供する建物） 33-38の2 <u>配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の代替資産を取得する場合における措置法令第22条第4項第1号ロ若しくはハ又は第3号イ若しくはロに規定する「居住の用に供する建物」については、当該建物を居住の用と居住の用以外の用と併せて供する場合においても、これらの号に規定する「居住の用に供する建物」に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>（配偶者居住権等を有していた者の居住の用に供する建物の判定） 33-38の3 <u>措置法令第22条第4項第1号ロ若しくはハ又は第3号イ若しくはロに規定する「居住の用に供する建物」であるかどうかは、配偶者居住権又は当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を使用する権利を有していた者が、取得資産を取得してから相当の期間内にその者の居住の用に供したかどうかによって判定するのであるが、その取得の日以後1年を経過した日（当該取得の日の属する年分の確定申告期限がこれより後に到来する場合には、当該期限）までにその居住の用に供しているときは、相当の期間内に居住の用に供したものとして取り扱う。</u></p> <p>措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（借家権の範囲） 33の3-1 <u>措置法第33条の3第2項及び第4項に規定する借家権には、配偶者居住権及び当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶</u></p>	<p>（借地人が交付を受けるべき借地権の対価補償金の代理受領とみなす場合） 33-31の3</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>措置法第33条の3《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>者居住権に基づき使用する権利が含まれることに留意する。</p> <p>(代替住宅等とともに取得する清算金) 33の3-2</p> <p>(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合) 33の3-3</p> <p>(申告手続) 33の3-4</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(仲裁の申請等があった場合の留意事項) 33の4-2 (1) (2) (3) (4) 同法第5条第1項第7号の規定による届出。ただし、同法第18条第1項《農地等の賃貸借の解約等の制限》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第7号の規定による届出をする場合には、当該許可の申請</p> <p>(「許可を要しないこととなった場合」等の意義) 33の4-2の2 (1)、農地法第5条第1項第7号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと (2)</p>	<p>(代替住宅等とともに取得する清算金) 33の3-1</p> <p>(換地処分により譲渡した土地等に固定資産以外のものがある場合) 33の3-2</p> <p>(申告手続) 33の3-3</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(仲裁の申請等があった場合の留意事項) 33の4-2 (1) (2) (3) (4) 同法第5条第1項第6号の規定による届出。ただし、同法第18条第1項《農地等の賃貸借の解約等の制限》の規定による許可を受けた後同法第5条第1項第6号の規定による届出をする場合には、当該許可の申請</p> <p>(「許可を要しないこととなった場合」等の意義) 33の4-2の2 (1)、農地法第5条第1項第6号の規定による届出をし、当該届出が受理されたこと (2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請の取下げがあった場合) 33の4-2の3、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項第7号の規定による届出をするため、.。</p> <p>(代行買収における証明書の発行者) 33の4-8、第8号、第11号又は第12号《収用証明書》の規定により、.、第8号、第11号又は第12号に掲げる証明書は、.。</p> <p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(一の事業の判定) 34の2-22 措置法第34条の2第4項に規定する「一の事業」に該当するかどうかの判定等については、.。</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合) 34の2-22の2、措置法第34条の2第4項に規定する「一の事業で第2項第1号から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号、第22号又は第22号の2の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当するかどうかは、.。</p> <p>(収用対償地の事業概念) 34の2-23、措置法第34条の2第4項に規定する「事業」には当たらないので、.。 (注) 代替地の買取りについて措置法第34条の2第4項の規定が適用される場合であっても、.。</p>	<p>(許可申請の取下げがあった場合) 33の4-2の3、当該許可を要しないこととなったため又は当該申請に代えて同項第6号の規定による届出をするため、.。</p> <p>(代行買収における証明書の発行者) 33の4-8、第8号又は第11号《収用証明書》の規定により、.、第8号又は第11号に掲げる証明書は、.。</p> <p>措置法第34条の2《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(一の事業の判定) 34の2-22 措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業」に該当するかどうかの判定等については、.。</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する土地等が特定住宅地造成事業等のために買い取られた場合) 34の2-22の2、措置法第34条の2第3項に規定する「一の事業で前項第1号から第3号まで、第6号から第16号まで、第19号、第22号又は第22号の2の買取りに係るものの用に供するために、これらの規定の買取りが二以上行われた場合」に該当するかどうかは、.。</p> <p>(収用対償地の事業概念) 34の2-23、措置法第34条の2第3項に規定する「事業」には当たらないので、.。 (注) 代替地の買取りについて措置法第34条の2第3項の規定が適用される場合であっても、.。</p>

改正後	改正前
<p>措置法第35条の2《特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>措置法第35条の3《低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(譲渡の対価の額)</p> <p>35の3-1 措置法第35条の3第2項第2号に規定する「譲渡の対価の額」とは、例えば譲渡協力金、移転料等のような名義のいかんを問わず、その実質においてその譲渡をした同条第1項に規定する低未利用土地又は当該低未利用土地の上に存する権利(以下35の3-3までにおいて「低未利用土地等」という。)の譲渡の対価たる金額をいうことに留意する。</p> <p>(譲渡の対価の額が500万円を超えるかどうかの判定)</p> <p>35の3-2 措置法第35条の3第2項第2号に規定する譲渡の対価の額(以下この項において「譲渡対価」という。)が500万円を超えるかどうかの判定は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 低未利用土地等が共有である場合は、所有者ごとの譲渡対価により判定する。</p> <p>(2) 低未利用土地等と当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の所有者が異なる場合は、低未利用土地等の譲渡対価により判定する。</p> <p>(3) 低未利用土地と当該低未利用土地の上に存する権利の所有者が異なる場合は、所有者ごとの譲渡対価により判定する。</p> <p>(4) 同一年中に措置法第35条の3第1項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等が2以上ある場合は、当該低未利用土地等ごとの譲渡対価により判定する。</p> <p>(所得税法第58条の固定資産の交換の特例との選択適用)</p> <p>35の3-3 措置法第35条の3第1項に規定する譲渡には、同条第2項第3号の規定により、所得税法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》の規定の適用を受ける譲渡は含まれないのであるから、低未利用土地等の譲渡について同条の規定の適用を受ける場合には、当該譲渡に伴って取得した交換差金について、措置法第35条の3第1項</p>	<p>措置法第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

の規定の適用を受けることはできないことに留意する。

(特殊関係者に対する譲渡の判定時期等)

35の3-4 措置法第35条の3第1項に規定する譲渡が措置法令第23条の2第1項各号《特殊関係者の範囲》に掲げる者に対する譲渡に該当するかどうかは、当該譲渡をした時において判定するほか、35の2-4から35の2-7までの取扱いを準用する。

(新設)

措置法第36条《譲渡所得の特別控除額の特例等》関係

措置法第36条《譲渡所得の特別控除額の特例等》関係

(譲渡所得の特別控除額の累積限度額)

36-1 ・ ・ ・ ・ ・、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例(措置法34の2)、特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の1,000万円控除の特例(措置法35の2)、農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除の特例(措置法34の3) 又は低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除の特例(措置法35の3)の規定の2以上の特別控除の規定の適用を受ける場合において、・ ・ ・ ・ ・。

(譲渡所得の特別控除額の累積限度額)

36-1 ・ ・ ・ ・ ・、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例(措置法34の2)、特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円控除の特例(措置法35の2) 又は農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除の特例(措置法34の3)の規定の2以上の特別控除の規定の適用を受ける場合において、・ ・ ・ ・ ・。

所得の区分 控除の区分	分離短期譲渡所得	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	山林所得	分離長期譲渡所得
収用交換等の場合の5,000万円控除	①	②	③	④	⑤
居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除	⑥	—	—	—	⑦
特定土地区画整理事業等の場合の2,000万円控除	⑧	—	—	—	⑨

所得の区分 控除の区分	分離短期譲渡所得	総合短期譲渡所得	総合長期譲渡所得	山林所得	分離長期譲渡所得
収用交換等の場合の5,000万円控除	①	②	③	④	⑤
居住用財産を譲渡した場合の3,000万円控除	⑥	—	—	—	⑦
特定土地区画整理事業等の場合の2,000万円控除	⑧	—	—	—	⑨

改 正 後						改 正 前					
特定住宅地造成事業等の場合の1,500万円控除	⑩	—	—	—	⑪	特定住宅地造成事業等の場合の1,500万円控除	⑩	—	—	—	⑪
特定期間取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の1,000万円控除	—	—	—	—	⑫	特定の土地等の長期譲渡所得の1,000万円控除	—	—	—	—	⑫
農地保有合理化等の場合の800万円控除	⑬	—	—	—	⑭	農地保有合理化等の場合の800万円控除	⑬	—	—	—	⑭
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除	＝	＝	＝	＝	⑮						
措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 措置法第37条第1項の表のいずれかの号の下欄に該当する土地等を2以上取得して買換資産とする場合において、・・・・・・。 ・・・・・・・。						措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係 (買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用) 37-10 措置法第37条第1項の表のいずれかの号の下欄に該当する土地等を2以上(同表の第7号の下欄に該当する土地等について、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合にあつては、当該土地等を、東京都の特別区、集中地域(東京都の特別区を除く。)(措置法第37条第10項第2号に規定する地域をいう。以下37の3-1までにおいて同じ。)又はこれらの地域以外の地域(以下37の3-2までにおいて「集中地域以外の地域」という。))のいずれかの地域内において2以上)取得して買換資産と					

改正後	改正前
<p>(割合)</p> <p>⑥1 「措置法第37条第1項の表のいずれかの号の下欄に該当する土地等を2以上取得して買換資産とする場合」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるときをいう。</p> <p>(1) <u>措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に該当する土地等について、譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産のうち令和2年4月1日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となった区域内又は同欄のハに掲げる区域内（以下37の3-1までにおいて「対象区域内」という。）にあるものに該当し、同項の規定の適用を受ける場合</u> <u>譲渡資産が同欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるものに該当するときにおける同号の下欄に掲げる買換資産又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合において、当該区分ごとに当該土地等を2以上取得して買換資産とするとき</u></p> <p>(2) <u>措置法第37条第1項の表の第6号の下欄に該当する土地等について、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合</u> <u>東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）（同条第10項第2号に規定する地域をいう。以下37の3-1までにおいて同じ。）又はこれらの地域以外の地域（以下37の3-2までにおいて「集中地域以外の地域」という。）にある買換資産ごとに区分をした場合において、当該区分ごとに当該土地等を2以上取得して買換資産とするとき</u></p> <p>2 <u>上記⑥1の(2)の「集中地域」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する集中地域をいい、具体的には、平成30年4月1日における次に掲げる区域をいう。.....。</u></p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>（譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37-11</p>	<p>する場合において、.....。</p> <p>.....。</p> <p>(割合)</p> <p>⑥ 「集中地域」とは、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する集中地域をいい、具体的には、<u>平成27年8月1日</u>における次に掲げる区域をいう。.....。</p> <p>(1) (2) (3) (4)</p> <p>（譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用） 37-11</p>

改 正 後	改 正 前
<p>また、同表の<u>第6号</u>の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、……………。</p> <p>（「工場等として使用されている建物」の判定） 37-11の7 ……、倉庫その他これらに類する施設（<u>工場、作業場その他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する区域内にあるもの及び福利厚生施設を除く。</u>以下37-11の9までにおいて「工場等」という。）として使用されている建物（その付属設備を含む。以下37-11の9までにおいて同じ。）をいうのであるが、……………。</p> <p>……………</p> <p>（注）……………。</p> <p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37-11の13 措置法第37条第1項の表の<u>第6号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、……………。</p> <p>（長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定） 37-11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第6号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>……………</p> <p>（注）……………。</p> <p>（譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算） 37-19の2 ……。ただし、<u>次に掲げる場合には、それぞれ次に定める方法により行うこととする。</u></p>	<p>また、同表の<u>第7号</u>の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、……………。</p> <p>（「工場等として使用されている建物」の判定） 37-11の7 ……、倉庫その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。以下37-11の9までにおいて「工場等」という。）として使用されている建物（その付属設備を含む。以下37-11の9までにおいて同じ。）をいうのであるが、……………。</p> <p>……………</p> <p>（注）……………。</p> <p>（所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用） 37-11の13 措置法第37条第1項の表の<u>第7号</u>の上欄に規定する譲渡資産は、……………。</p> <p>（長期所有の土地等の買換えに係る面積の判定） 37-11の14 その者が取得した土地等で措置法第37条第1項の表の<u>第7号</u>の下欄に規定する「特定施設」の敷地の用に供されるものの面積が同欄に規定する300㎡以上であるかどうかの判定を行う場合には、……………。</p> <p>(1) ……。</p> <p>(2) ……。</p> <p>……………</p> <p>（注）……………。</p> <p>（譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算） 37-19の2 ……。ただし、<u>同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受ける場合において、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に買換資産を取得したときにおけるこれらの金額の計算は、納税者が計算したところに基づき、同表の第7号の上欄に規定する譲渡資産を、東京都の特別区にある買換資産に対応する部分、集中地域（東京都の特別区を除く。）にある買換資産に対応する部分又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分に区分をして、これらの部分ごとに行うこととする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>譲渡資産が措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるもの及びそれ以外の区域内にあるものについて、同項の適用を受ける場合</u> <u>納税者が計算したところに基づき、同号の下欄に掲げる買換資産を、対象区域内にある譲渡資産に対応する部分又はそれ以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分に区分をして、これらの部分ごとに計算する方法</u></p> <p>(2) <u>措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けるときにおいて、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に買換資産を取得した場合</u> <u>納税者が計算したところに基づき、同項の表の第6号の上欄に掲げる譲渡資産を、東京都の特別区にある買換資産に対応する部分、集中地域（東京都の特別区を除く。）にある買換資産に対応する部分又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分に区分をして、これらの部分ごとに計算する方法</u></p> <p>(注) 1 2 <u>上記(1)の区域ごとに区分をして計算する場合又は上記(2)の地域ごとに区分をして計算する場合において、その区分ごとに譲渡資産又は買換資産が2以上あるときも同様である。</u></p> <p>(2,000万円控除等の特例と特定の事業用資産の買換えの特例)</p> <p>37-20、特別控除対象土地等以外の資産についてのみ<u>措置法第37条第1項</u>の規定の適用を受けることができることに留意する。 、第34条の3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》、<u>第35条の2《特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》又は第35条の3《低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》</u>の規定の適用を受けることができる土地等があり、.。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37-29、第5項各号及び第6項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同条第5項第7号に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第6号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.。</p>	<p>(注) 1 2 <u>同表の第7号の下欄に規定する買換資産を、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域ごとに区分をした場合において、そのいずれかの区分に買換資産が2以上あるときも同様である。</u></p> <p>(2,000万円控除等の特例と特定の事業用資産の買換えの特例)</p> <p>37-20、特別控除対象土地等以外の資産についてのみ<u>同法第37条第1項</u>の規定の適用を受けることができることに留意する。 、第34条の3《農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除》<u>又は第35条の2《特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除》</u>の規定の適用を受けることができる土地等があり、.。</p> <p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>37-29、第5項各号及び第6項各号《買換え証明書》に掲げる資産（同条第5項第8号に掲げる資産にあつては、駐車場の用に供される土地等で措置法第37条第1項の表の第7号の下欄に規定するやむを得ない事情があるものに限る。）について買換えの規定の適用を受けようとするときに限り必要とされるのであるから、.。</p>

改正後	改正前
<p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註) 1 下に掲げる場合における措置法第37条の3第1項及び措置法令第25条の2第2項の規定により個々の買換資産の取得価額とされる金額は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に掲げる買換資産について、譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるものに該当し、同項の規定の</p>	<p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1。ただし、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合には、措置法第37条の3第1項及び措置法令第25条の2第2項の規定により当該個々の買換資産の取得価額とされる金額は、納税者が計算したところに基づき、同表の第7号の規定の適用を受けた譲渡資産を、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分ごとに区分をして、これらの部分ごとに次の算式に準じて計算した金額とする。この場合において、算式中の「譲渡資産」は「譲渡資産のうち東京都の特別区内の買換資産に対応する部分」若しくは「譲渡資産のうち集中地域（東京都の特別区を除く。）内の買換資産に対応する部分」又は「譲渡資産のうち集中地域以外の地域内の買換資産に対応する部分」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、算式中の「0.2」及び「0.8」は、東京都の特別区内にある買換資産に該当する場合には「0.3」及び「0.7」とし、集中地域（東京都の特別区を除く。）内にある買換資産に該当する場合には「0.25」及び「0.75」とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(註)</p>

改正後	改正前
<p>適用を受けたときにおける同号の下欄に掲げる買換資産又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合 <u>納税者が計算したところに基づき、同号の下欄に掲げる買換資産を、対象区域内又はそれ以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分ごとに区分をして、これらの区分ごとに上記の算式に準じて計算した金額とする。この場合において、算式中の「買換資産」は「買換資産のうち対象区域内にある譲渡資産に対応する部分」又は「買換資産のうち対象区域内以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分」と読み替えるものとする。なお、算式中の「0.2」及び「0.8」は、譲渡資産が対象区域内にあるものに該当する場合には「0.3」及び「0.7」とする。</u></p> <p><u>(2) 措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けた買換資産で、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合 <u>納税者が計算したところに基づき、同項の表の第6号の規定の適用を受けた譲渡資産を、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域にある買換資産に対応する部分ごとに区分をして、これらの部分ごとに上記の算式に準じて計算した金額とする。この場合において、算式中の「譲渡資産」は「譲渡資産のうち東京都の特別区内の買換資産に対応する部分」若しくは「譲渡資産のうち集中地域（東京都の特別区を除く。）内の買換資産に対応する部分」又は「譲渡資産のうち集中地域以外の地域内の買換資産に対応する部分」と読み替えるものとする。なお、算式中の「0.2」及び「0.8」は、東京都の特別区内にある買換資産に該当する場合には「0.3」及び「0.7」とし、集中地域（東京都の特別区を除く。）内にある買換資産に該当する場合には「0.25」及び「0.75」とする。</u></u></p> <p><u>2</u></p> <p>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>.</p> <p>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p><計算例></p> <p>.....。</p> <p>〔設例 1〕</p> <p>〔設例 2〕</p> <p>〔設例 3〕</p> <p>(1) 譲渡資産……措置法第37条第 1 項の表の<u>第 6 号</u>の上欄に該当する宅地（集中地域以外の地域にある資産）</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p>(2) 買換資産……措置法第37条第1項の表の<u>第 6 号</u>の下欄に該当する宅地、建物</p> <p>イ</p> <p> (i)</p> <p> (ii)</p> <p> (iii)</p> <p>ロ</p> <p> (i)</p> <p> (ii)</p> <p>(3)</p> <p> 。</p> <p>(4)</p> <p>イ</p> <p> </p> <p> (注)</p> <p>ロ</p> <p> </p> <p>ハ</p> <p> (i)</p>	<p>.....</p> <p><計算例></p> <p>.....。</p> <p>〔設例 1〕</p> <p>〔設例 2〕</p> <p>〔設例 3〕</p> <p>(1) 譲渡資産……措置法第37条第 1 項の表の<u>第 9 号</u>の上欄に該当する宅地（集中地域以外の地域にある資産）</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>ホ</p> <p>(2) 買換資産……措置法第37条第 1 項の表の<u>第 9 号</u>の下欄に該当する宅地、建物</p> <p>イ</p> <p> (i)</p> <p> (ii)</p> <p> (iii)</p> <p>ロ</p> <p> (i)</p> <p> (ii)</p> <p>(3)</p> <p> 。</p> <p>(4)</p> <p>イ</p> <p> </p> <p> (注)</p> <p>ロ</p> <p> </p> <p>ハ</p> <p> (i)</p>

改正後	改正前
<p>(四)</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p>	<p>(四)</p> <p>(ハ)</p> <p>(ニ)</p>